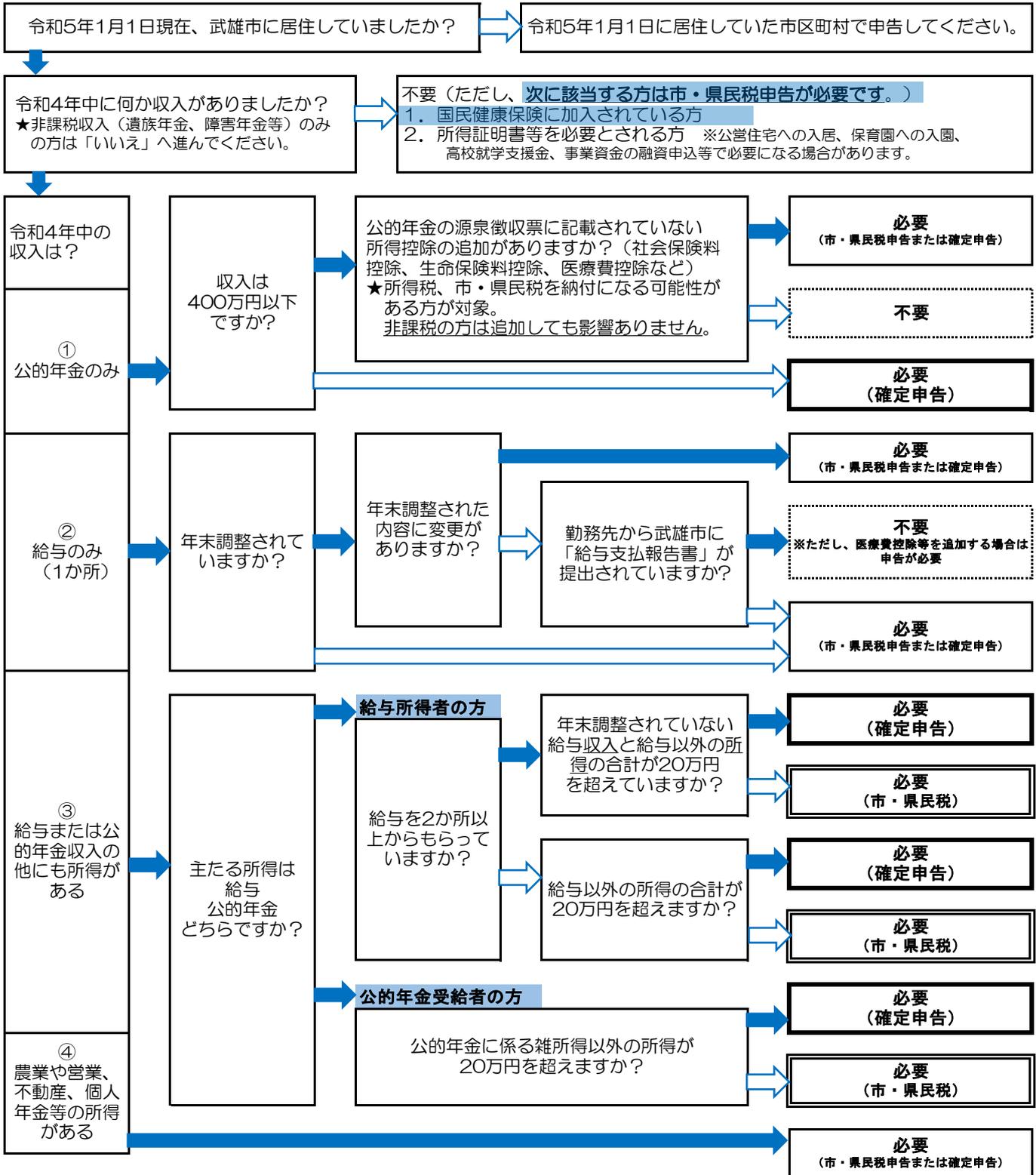


申告フローチャート

市・県民税等の申告が必要となるか、確認してください。
 なお、所得税の確定申告をされた方は、市・県民税等の申告は不要です。

【スタート】 → はい → いいえ



● 「申告が必要」にあてはまった方でも、前年所得の合計額が38万円以下の方は申告不要です。
 ただし、国民健康保険に加入している方は所得がなくても申告が必要です。

● 次に記載の申告は、市の申告相談では受付できません。武雄税務署をご利用ください。

- ・青色申告 ・損失繰越 ・雑損控除の申告
- ・住宅借入金特別控除（初年度） ・令和3年分以前の申告 ・準確定申告（亡くなられた方の申告）
- ・分離課税の申告（土地建物・株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引に係る雑所得など）